



資料4-1

第202100033977号
令和3年6月1日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びに許可の有効期間について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第3項の規定に基づき、知事許可漁業の公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めることについて、諮問します。

また、同規則第16条第2項に基づき、知事許可漁業の許可の有効期間を短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当
漁業調整担当 吉村
電話：0857-26-7318
ファクリリ：0857-26-8131

許可又は起業の認可をすべき知事許可漁業の公示について

令和3年6月8日
鳥取県水産課

1 概要

漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数、申請期間等を公示しなければならない。

また、許可の有効期間を規定の年数より短くする場合は海区漁業調整委員会に諮問しなければならない。

2 公示内容について

(1) 許可すべき漁業者の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
まき刺網	1 そうまきはまち狩刺網	1	御来屋支所 1 隻
こぎ刺網	きすこぎ刺網	1	米子市漁協 1 隻
かご網	かわはぎかご網	3	東支所 1 隻 赤碕町漁協 2 隻
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	4	東支所 1 隻 御来屋支所 2 隻 淀江支所 1 隻
	三重網（中海及び境水道を除く）	4	御来屋支所 2 隻 淀江支所 1 隻 米子市漁協 1 隻
	三重網 （中海及び境水道）	3	島根県の漁業者
	磯昼刺網	1	赤碕町漁協 1 隻

※全て新規の許可

(2) 申請期間

ア 県内に住所を有する者

令和3年6月10日（木）から令和3年6月23日（水）まで

イ 県外に住所を有する者

島根県と協議して適当と認める日から7日間

【参考】鳥取県漁業調整規則

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 許可の有効期間について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間 (漁期途中の新規等の場合)	備考
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網	許可日から 令和5年3月31日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。
こぎ刺網漁業	きすこぎ刺網	許可日から 令和7年12月31日まで	〃
かご網漁業	かわはぎかご網	許可日から 令和3年9月30日まで	〃
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	許可日から 令和8年3月31日まで	〃
	三重網漁業（中海及び境水道を除く）	許可日から 令和5年10月31日まで	〃
	三重網漁業（中海及び境水道）	許可日から 島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで	漁業の許可の管理上、島根県許可の有効期間の満了日と同一にするため、短縮。
	磯昼刺網	許可日から 令和7年12月31日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。

【参考】鳥取県漁業調整規則 (許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) まき刺網

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1 そうまきはまち狩刺網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	定めなし	1

(2) こぎ刺網

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
きすこぎ刺網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	定めなし	1

(3) かが網

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かわはぎかが網	鳥取県沖合	10トン未満	定めなし	周年	定めなし	3

(4) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	定めなし	4
三重網	【東部地区】 日野川河口中央から正北の線 以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	【東部地区】 西伯郡阿弥陀川以東に	2

					漁業根拠地を有するもの	
	【西部地区(中海及び境水道を除く)】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	【西部地区】 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有するもの	2
	中海及び境水道	5トン未満	定めなし	1月1日～12月31日	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3
磯昼刺網	【赤碕地先】 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位、以下同じ。)の線と西伯郡大山町田中1882番地と956番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間鳥取県沖合	定めなし	定めなし	3月1日から8月31日まで	操業区域を共有する共同漁業権の同意を得た者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

(1) 鳥取県内に住所を有する者

令和3年6月10日から6月23日まで

(2) 島根県に住所を有する者

島根県と協議して適当と認める日から7日間

3 許可の有効期間

(1) まき刺網(1そうまきはまち狩刺網) 漁業

許可日から令和5年3月31日まで

(2) こぎ刺網(きすこぎ刺網) 漁業

許可日から令和7年12月31日まで

(3) かご網(かわはぎかご網) 漁業

許可日から令和3年9月30日まで

(4) 固定式刺網(一重網) 漁業

許可日から令和8年3月31日まで

(5) 固定式刺網（三重網）漁業

ア 鳥取県内に住所を有する者

許可日から令和5年10月31日まで

イ 島根県外に住所を有する者

許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで

(6) 固定式刺網（磯昼刺網）漁業

許可日から令和7年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。